

道府県民税利子割に係る事務の取扱いについての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(非課税の範囲等)</p> <p>一(1) 非課税に該当するか否かの判定は、利子等の支払の時点の現況によって行う。</p> <p>(2) 利子割の課税標準となる利子等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定されることから、所得税法等の規定によって非課税とされる次の利子等については、利子割についても非課税とされる（地方税法（以下「法」という。）七十一の五②）。</p> <p>① 当座預金の利子（所得税法九①(1)）</p> <p>② こども銀行の預貯金の利子等（所得税法九①(2)）</p> <p>③ オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの（所得税法九①(1)）</p> <p>④ 公益信託又は加入者保護信託の信託財産につき生ずる利子（<u>所得税法十一②</u>）</p> <p>⑤ 特定寄附信託の利子（租税特別措置法四の五）</p> <p>⑥ <u>納税準備預金</u>の利子（租税特別措置法五）</p> <p>⑦ <u>納税貯蓄組合預金</u>の利子（納税貯蓄組合法八）</p> <p>(3) 非居住者_____が支払を受ける利子等については、非課税とされる（法二十五の二①）。この場合において、非居住者_____の区別は、特別徴収義務者が実態によって判定するものであるが、その区別は、原則として所得税の場合と一致するものである。</p> <p>なお、特別徴収をした後に当該特別徴収に係る納税者が非居住者_____であることが、特別徴収義務者において判明した場合は、都道府県は、当該特別徴収義務者の申出に基づいて減額更正し、当該特別徴収に係る税額を当該特別徴</p>	<p>(非課税の範囲等)</p> <p>一(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 公益信託又は加入者保護信託の信託財産につき生ずる利子（<u>所得税法十一③</u>）</p> <p>⑤ 同左</p> <p>⑥ <u>納税準備金</u>の利子（租税特別措置法五）</p> <p>⑦ 同左</p> <p>(3) 非居住者又は<u>外国法人</u>が支払を受ける利子等については、非課税とされる（法二十五の二①）。この場合において、非居住者又は<u>外国法人</u>の区別は、特別徴収義務者が実態によって判定するものであるが、その区別は、原則として所得税の場合と一致するものである。</p> <p>なお、特別徴収をした後に当該特別徴収に係る納税者が非居住者又は<u>外国法人</u>であることが、特別徴収義務者において判明した場合は、都道府県は、当該特別徴収義務者の申出に基づいて減額更正し、当該特別徴収に係る税額を当該特別徴</p>

収義務者に還付する。

(特別徴収義務者)

二(1) 都道府県は、利子等の支払又はその取扱いをする者(金融機関等)で都道府県内に利子等の支払の事務又は利子等の支払の取扱いの事務を行う営業所等(法二十四⑧)を有するものを、条例により包括的に特別徴収義務者に指定する(法七十一の十①)。この場合において、特別徴収義務者は金融機関等である法人であって、個々の営業所等ではない。

(2) 利子等の支払又はその取扱いをする者(金融機関等)は、都道府県内に営業所

収義務者に還付する。

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

二(1) 内国法人がその引き受けた集団投資信託(国内にある営業所に信託されたものに限る。以下同じ。)(所得税法百七十六③)の信託財産について徴収された利子割の額は、法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が当該信託財産の収益の分配につき、利子割を徴収して納入する際、その納入すべき利子割の額から控除するものとされているが(法七十一の七、地方税法施行令(以下「令」という。)九の十一)、法第二十五条の二第三項の非課税の適用を受ける場合には、この調整は、必要とならない。

二(2) 控除すべき額は、当該合同運用信託の収益の分配の都道府県別の支払額に按分して算出する。

二(3) (2)の按分計算は、合同運用信託の個別ユニットごとに行うことを原則とするが、特別徴収義務者の事務処理システム上困難な場合は、一の月に徴収された合同運用信託の各ユニットの信託財産に係る利子割の額を合算して、当該月の合同運用信託の各ユニットの収益の分配に係る利子割の額の合計額から控除することとして差し支えない。

二(4) 控除額は、特別徴収税額計算書の「摘要」欄に記載する。

(特別徴収義務者)

三(1) 同左

(2) 同左

等を設けた場合には、十五日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出すべき旨を条例中に規定することとする。

- ① 当該営業所等の名称及び所在地
- ② 当該営業所等において行う支払の事務（支払に関連を有する事務を含む）又は支払の取扱いの事務に係る利子等の種別
- ③ その他参考となるべき事項

（特別徴収に係る納期限）

三 特別徴収義務者は、利子等の支払の際（特別徴収義務者が利子等の支払の取扱いをする者である場合には、利子等の交付の際）、利子割を徴収し、徴収の日の属する月の翌月十日までに、利子等の支払の事務（又は支払の取扱いの事務）を行う営業所等の所在地の都道府県に納入する（法七十一の十②）。

（特別徴収事務を行う営業所等）

四 特別徴収義務者は金融機関等である法人であって、個々の営業所等ではないので、特別徴収事務を実際に行う営業所等はどこであっても差し支えない。

（例）・本店から各都道府県に各都道府県分を一括納入

・都道府県内に所在する営業所等のうち主たるものから当該都道府県分を一括納入

・都道府県内に所在する各営業所等から当該営業所等分を納入

この場合において、特別徴収義務者の事務処理システム上必要があるときは、上記の納入方式のいくつかを併用することも差し支えない。

（納税地）

五 納税地は、利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等の営業所等で都道府県内に所在するもののうち主たるものの所在地とする。ただし、特別徴収義務者が都

（特別徴収に係る納期限）

四 同左

（特別徴収事務を行う営業所等）

五 同左

（納税地）

六 同左

道府県内に所在する各営業所等から当該営業所等分を納入する場合その他これにより難しい場合は、この限りではない。

なお、納税地は、特別徴収について所管税務事務所を定める意味をもつものであり、各都道府県税務組織における事務分担の方針によって定められるものであるので、特別徴収義務者が各営業所等から当該営業所等分を納入する方式を選択する場合でも、納税地は一箇所に指定しても差し支えない。

(特別徴収義務者番号)

六(1) 桁数

九桁とする。

(2) 特別徴収義務者番号の構成

特別徴収義務者番号は、次の三つにより構成する。

- ① 特別徴収義務者番号の上二桁は、特別徴収義務者の識別に使用する欄とする（以下「識別欄」という。）。
- ② 次の四桁は、特別徴収義務者（法人名）を表すものとする（以下「義務者欄」という。）。
- ③ 下三桁は、特別徴収の事務を行う営業所等を表すものとする（以下「営業所欄」という。）。

(3) 特別徴収義務者番号の付番方法

- ① 金融機関共同コード管理委員会による統一金融機関番号が付番されている金融機関等に対して付番する識別欄以外の番号は、当該統一金融機関番号とする。なお、この場合の統一金融機関番号とは、統一金融機関番号と統一店番号を合わせた七桁をいうものとする。
- ② 日本銀行、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対して付番する特別徴収義務者番号は、別添一及び二のとおりとする。
- ③ ①、②の場合の特別徴収義務者番号の識別欄は、「00」とする。

(特別徴収義務者番号)

七(1) 同左

(2) 同左

(3) 同左

④ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定するものをいい、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）に付番する特別徴収義務者番号は、次によることとする。

ア 識別欄 「01」とする。

イ 義務者欄 所得税法施行令第五十条の規定に基づく「金融機関の営業所等の届出書」（以下「届出書」という。）に記載する業界コードの「金融商品取引業者番号（四桁）」とする。

ウ 営業所欄 届出書に記載する業界コードの「金融商品取引業者店舗番号（三桁）」とする。

⑤ 金融機関コード管理委員会による統一金融機関番号によれば単位漁協の特別徴収義務者番号の義務者欄は、関係する信用漁業協同組合の番号と同一番号となるが、この場合も原則どおりとし、単位漁協の特別徴収義務者番号は統一金融機関番号によることとする。したがって、単位漁協と信用漁業協同組合の区別は、営業所欄を含めた七桁の数字で行う。

（特別徴収税額の納入）

七(1) 納入は、都道府県の指定金融機関等公金収納機関において行うこととし、納入の際には、納入申告書（計算書と一体のもの）、納入済通知書、納入書及び領収証書が四枚複写となったものを指定金融機関等公金収納機関に提出する。

ただし、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、郵便貯金銀行の営業所等及び郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所をいう。以下同じ。）が振替窓口端末機による事務処理を行うための様式で、納入申告書（計算書と一体のもの）、納入書兼納入済通知書及び領収証書が三枚複写となったもの（以下「郵便貯金銀行公金指定様式」という。）の使用について、都道府県が当該都道府県の公金口座を保管する貯金事務センター（以下「口座所管センター」という。）の承認を受けている場合は、郵便貯金銀行公金指定

（特別徴収税額の納入）

八(1) 同左

様式により、納入申告書を都道府県に提出し、納入書兼納入済通知書及び領収証書を郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局に提出する。

- (2) 都道府県分を一括納入する場合は、営業所等別明細書を添付する。
- (3) 指定金融機関等公金収納機関は、納入済通知書に領収日付印を押したうえ、納入申告書、納入済通知書及び営業所等別明細書を指定金融機関を通じて都道府県に送付する。
- (4) 郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、都道府県が設ける公金口座において納入し、納入申告書等は公金取りまとめ局を通じて都道府県に送付する。

ただし、郵便貯金銀行公金指定様式により納入する場合は、納入申告書及び営業所等別明細書を都道府県に直接送付することとし、納入済通知書は、郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の振替窓口端末機により口座所管センターにイメージ伝送を行うことにより、口座所管センターを通じて都道府県に送付する。

- (5) (4)の場合において、都道府県は、地方自治法施行令_____第百六十八条第四項の規定により、公金取りまとめ局とともに、口座所管センター及び郵便保険会社サービスセンターを収納代理金融機関として指定する。
- (6) 納入申告書は、納入済通知書の領収日付印の日をもって受け付けられたものとみなし、当該日付が提出期限内であれば、不申告加算金は課さない。

(納入申告書等の様式)

- 八(1) 納入申告書、納入済通知書、納入書及び領収証書と特別徴収税額計算書は、地方税法施行規則（以下「規則」という。）において別々に定められているものを、別添三のとおり合体して用いる。

ただし、郵便貯金銀行公金指定様式については、別添四のとおりとする。

- (2) 納入申告書等及び特別徴収税額計算書は、対象とする金融商品の種類により、次の三セットとする。
 - ① 公社債利子等

(2) 同左

(3) 同左

(4) 同左

(5) (4)の場合において、都道府県は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条第四項の規定により、公金取りまとめ局とともに、口座所管センター及び郵便保険会社サービスセンターを収納代理金融機関として指定する。

(6) 同左

(納入申告書等の様式)

- 九(1) 同左

(2) 同左

② 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等

③ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等等

それぞれのセットは、次の四片を次の順序に従って接着し、四枚複写とする。

① 納入申告書＋特別徴収税額計算書

② 納入済通知書＋特別徴収税額計算書（写）

③ 納入書

④ 領収証書＋特別徴収税額計算書（写）

ただし、郵便貯金銀行公金指定様式については、対象とする金融商品の種類にかかわらず一のセットとし、次の三片を次の順序にしたがって接着し、三枚複写とする。

① 納入申告書＋特別徴収税額計算書

② 納入書兼納入済通知書＋特別徴収税額計算書（写）

③ 領収証書＋特別徴収税額計算書（写）

(3) 様式の調製にあたっては、次の点に留意する。

① 各片の大きさは、タテ九cm、ヨコ二十一cmとする。

② 第一片と第二片は、はがれにくくなるように接着する。

③ 第一片と第二片は、紙の色を替える等により、容易に区別がつくようにする

。

④ 印刷の色は青とする。

⑤ 第四片の裏面に、納入申告書及び特別徴収税額計算書の記載要領を印刷する

。

ただし、郵便貯金銀行公金指定様式の調製にあたっては、次の点に留意する。

① 各片の大きさは、タテ十一・四cm、ヨコ十二・五cmとする。

② 第二片の紙の色は白色とする。

③ 印刷の色は赤とする。

④ 第三片の裏面に、納入申告書及び特別徴収税額計算書の記載要領を印刷する

(3) 同左

。

- (4) 営業所等別明細書の大きさは、A 4 判とする。
- (5) 特別徴収義務者が納入申告書等及び特別徴収税額計算書並びに営業所等別明細書をコンピュータによって作成する場合には、課税事務に支障のない範囲において別添の様式に若干の修正を加えることができる。この場合においては、営業所等別明細書の大きさは、A 4 判以外の判形としても差し支えない。
- (6) 特別徴収義務者は、金融商品の種類ごとに納入申告書等及び特別徴収税額計算書並びに営業所等別明細書を作成する。ただし、懸賞金付預貯金等の懸賞金等々に係る納入申告書等については、一の申告書等に、当該申告書等に係る金融商品の種類のうち該当するものをすべて記載する。

(納入申告書等における支払金額の記載)

- 九(1) 道府県民税利子割特別徴収税額計算書の「支払額」の欄は、支払の時点における課税、非課税の区分にしたがって、当該支払に係る利子等の計算期間の全期間に対応する利子等の額を記載する。したがって、昭和六十三年四月一日を含む利子等の計算期間に係るものについては、昭和六十三年四月一日前の期間に係る利子等に相当する額も含めて記載することとなる。
- (2) 納入申告書、納入済通知書、納入書及び領収証書の「支払金額」の欄は、特別徴収税額計算書の「課税」の区分の「支払額」を記載する。したがって、昭和六十三年四月一日前の期間を含む利子等の計算期間に係るものが含まれる場合には、当該「支払金額」の5%相当分と特別徴収税額は一致しないこととなる。

(不申告加算金等の取扱い)

- 一〇(1) 不申告又は過少申告の区別は、予め都道府県と特別徴収義務者の間で確認し

(4) 同左

(5) 同左

(6) 同左

(納入申告書等における支払金額の記載)

- 一〇(1) 同左

(2) 同左

- (3) 公共法人等及び金融機関等の所有する公社債で、未登録期間など課税とされる部分の支払額については、非課税部分と区別して「課税」の区分に記載する。

(不申告加算金等の取扱い)

- 一一(1) 同左

た納入方法により、一の納入申告書によって申告納入することとされた特別徴収税額ごとに行う。

すなわち、各営業所等に係る特別徴収税額を各営業所等から個別に納入する場合は、各営業所等分につき不足額があれば過少申告、一の営業所等分が全く申告されていないならば不申告となる。

また、都道府県内の各営業所等に係る特別徴収税額を一括納入する場合は、各都道府県一括分につき不足額があれば過少申告、各都道府県一括分が全く申告されていないならば不申告となる。

(2) 延滞金の計算は、予め都道府県と特別徴収義務者間で確認した納入方法により、一の納入申告書によって申告納入することとされた特別徴収税額を基礎として計算を行う。

(3) 督促状は、予め都道府県と特別徴収義務者間で確認した納入方法により、一の納入申告書によって納入申告書を提出することとされた特別徴収税額について、当該特別徴収税額に係る特別徴収事務を行う営業所等に送付する。

(利子等の種類別の特別徴収義務者及び納入すべき都道府県)

一一(1) 預貯金等 (法二十三①(14)イ)

① 公社債

(2) 同左

(3) 同左

(利子等の種類別の特別徴収義務者及び納入すべき都道府県)

一二(1) 預貯金等 (法二十三①(14)イ)

① 公社債

ア 国債

ア ① 登録国債 (令七の四の二①(1)、②(1)イ、③(1))

日本銀行、日本銀行代理店たる店舗を有する金融機関、日本銀行国債代理店たる店舗を有する金融機関又は国債元利金支払取扱店たる店舗を有する金融機関等 (金融商品取引業者については自社名義の登録国債についてのみ) が特別徴収し、元利金支払場所たる営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ ① 現物債 (令七の四の二①(1)、②(1)ハ、③(5))

日本銀行、日本銀行代理店たる店舗を有する金融機関、日本銀行国債代理店たる店舗を有する金融機関、国債元利金支払取扱店たる店舗を有する金融機関等又は利子の支払の取次ぎをする金融機関（規則一の十①に規定するもの）若しくは金融商品取引業者が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等（保護預り債の場合は、保護預り口座が設定された営業所等）の所在する都道府県に納入する。

ただし、特別徴収義務者となる金融機関等の自社名義の国債の利子（いわゆる「自己所有分」）については、当該金融機関等が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。この場合において、金融機関等の自己所有分のうち他の金融機関等に保管の委託がなされているものについては、当該他の金融機関等を特別徴収義務者とする。

(ウ) 単独運用信託に係る信託契約に基づき、内国信託会社が保有する現物債の利子については、金融商品取引業者等に保管の委託がなされている場合を含め、当該内国信託会社を特別徴収義務者とする。

(エ) 社債等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債（令七の四の二②(1)ロ、③(5)）

社債等の振替に関する法律第二条第六項に規定する直近上位機関（以下「直近上位機関」という。）が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

特別徴収義務者となる口座管理機関の自己口座に記載され、又は記録されたもの（以下「自己口座分」という。）については、当該口座管理機関が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。

(イ) 郵便貯金銀行が特別徴収する国債の利子に係る利子割については、その支払い方法が現金払であるものにあつては支払を行う郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に、振替預入であるものにあつては振替預入に係る預貯金の記号による都道府県に納入する。その他の公社債に

ア 金融債

(7) 登録債（令七の四の二①(1)、③(4)）

元利金指定支払場所を有する金融機関等が特別徴収し、銀行等_____が元利金指定支払場所とされているものについては元利金指定支払場所たる営業所等、金融商品取引業者等が元利金指定支払場所とされているものについては利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(イ) 現物債（令七の四の二①(1)、②(1)ロ、③(4)）

発行体である金融機関又は当該金融機関から委託を受けて利子の支払をする金融機関等若しくは利子の支払の取次ぎをする金融機関（規則一の十①に規定するもの）若しくは金融商品取引業者が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等（保護預り債の場合は、保護預り口座の設定された営業所等）の所在する都道府県に納入する。

(ウ) 単独運用信託に係る信託契約に基づき、内国信託会社が保有する現物債の利子については、金融商品取引業者等に保管の委託がなされている場合を含め、当該内国信託会社を特別徴収義務者とする。

(エ) 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（以下「振替口座簿」という。）に記載され、または記録された金融債（令七の四の二②(1)イ、③(4)）

同法第二条第六項に規定する直近上位機関（以下「直近上位機関」という。）が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道

について同じ。

イ 金融債

(7) 登録債（令七の四の二①(2)、③(5)）

元利金指定支払場所を有する金融機関等が特別徴収し、銀行等（規則一の十一に規定するもの）が元利金指定支払場所とされているものについては元利金指定支払場所たる営業所等、金融商品取引業者等が元利金指定支払場所とされているものについては利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(イ) 現物債（令七の四の二①(2)、②(2)ロ、③(5)）

発行体である金融機関又は当該金融機関から委託を受けて利子の支払をする金融機関等若しくは利子の支払の取次ぎをする金融機関（規則一の十②に規定するもの）若しくは金融商品取引業者が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等（保護預り債の場合は、保護預り口座の設定された営業所等）の所在する都道府県に納入する。

(ウ) 金融機関等の自己所有分については、当該金融機関が利子等の支払の取扱いをする者として、特別徴収義務者となる。この場合において、金融機関等の自己所有分のうち他の金融機関等に保管の委託がなされているものについては、国債の場合と同じ。

(エ) 単独運用信託に係る信託契約に基づき、内国信託会社が保有する現物債の利子については、国債の場合と同じ。

(イ) 社債等の振替に関する法律 _____ に規定する振替口座簿（以下「振替口座簿」という。）に記載され、または記録された金融債（令七の四の二②(2)イ、③(5)）

直近上位機関

_____が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道

府県に納入する。

イ その他の公社債

(7) 登録債_____

元利金指定支払場所を有する金融機関等が特別徴収し、銀行等_____が元利金指定支払場所とされているものについては元利金指定支払場所たる営業所等、金融商品取引業者等が元利金指定支払場所とされているものについては利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(4) 現物債（令七の四の二①(1)、②(1)ロ、③(4)）

発行体である発行人又は発行人から委託を受けて利子の支払をする金融機関等若しくは利子の支払の取次ぎをする金融機関（規則一の十①に規定するもの）若しくは金融商品取引業者が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等（保護預り債の場合は、保護預り口座の設定された営業所等）の所在する都道府県に納入する。

(7) 単独運用信託に係る信託契約に基づき、内国信託会社が保有する現物債の利子については、金融商品取引業者等に保管の委託がなされている場合を含め、当該内国信託会社を特別徴収義務者とする。

(2) 振替口座簿に記載され、または記録された公社債（令七の四の二②(1)イ、③(4)）

直近上位機関が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

府県に納入する。

特別徴収義務者となる口座管理機関の自己口座分については、当該口座管理機関が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。

ウ その他の公社債

(7) 登録債（令七の四の二③(5)）

元利金指定支払場所を有する金融機関等が特別徴収し、銀行等（規則一の十一に規定するもの）が元利金指定支払場所とされているものについては元利金指定支払場所たる営業所等、金融商品取引業者等が元利金指定支払場所とされているものについては利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(4) 現物債（令七の四の二①(2)、②(2)ロ、③(5)）

発行体である発行人又は発行人から委託を受けて利子の支払をする金融機関等若しくは利子の支払の取次ぎをする金融機関（規則一の十②に規定するもの）若しくは金融商品取引業者が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等（保護預り債の場合は、保護預り口座の設定された営業所等）の所在する都道府県に納入する。

(7) 金融機関等の自己所有分の取扱いについては、金融債の場合と同じ。

(2) 単独運用信託に係る信託契約に基づき、内国信託会社が保有する現物債の利子については、国債の場合と同じ。

(2) 振替口座簿に記載され、または記録された公社債（令七の四の二②(2)イ、③(5)）

直近上位機関が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

特別徴収義務者となる口座管理機関の自己口座分については、当該口座管理機関が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。

(f) 郵便貯金銀行が特別徴収する公社債の利子に係る利子割については、その支払い方法が現金払であるものにあつては支払を行う郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に、振替預入であるものにあつては振替預入に係る預貯金の記号による都道府県に納入する。

② 預貯金（令七の四の二①(2)、(3)、(4)、②(2)、(2)の2、③(1)、(2)）

ア 銀行（郵便貯金銀行を除く。）その他の金融機関に対する預貯金
銀行その他の金融機関が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

なお、外貨建預金及び譲渡性預金については、口座（勘定）が本店に集中している場合があるが、この場合は本店の所在する都道府県に納入することとなる。

イ 郵便貯金銀行に対する預貯金

(7) 郵便貯金銀行の営業所等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた郵便局において新たな預入の申込みの受付が行われたもの（令七の四の二①(3)、②(2)、③(1)）、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（平成十九年政令第二百九十二号）附則第十五条）

郵便貯金銀行が特別徴収し、当該受付の事務を行った郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に納入する。

(4) 旧通常郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に掲げる通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。）をいう。以下「旧通常郵便貯金」という。）（令七の四の二①(4)）

郵便貯金銀行が特別徴収し、当該旧通常郵便貯金の現在高についての情報の管理に関する事務（利子の計算のためのものを除く。）を行う郵便貯金銀行の営業所等の所在する都道府県に納入する。

② 預貯金（令七の四の二①(3)、(4)、(4)の2）

ア 同左

イ 郵便貯金銀行に対する預貯金

(7) 郵便貯金銀行の営業所等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた郵便局において新たな預入の申込みの受付が行われたもの（令七の四の二①(4)、②(2)の2、③(3)）、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（平成十九年政令第二百九十二号）附則第十五条）

同左

(4) 旧通常郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に掲げる通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。）をいう。以下「旧通常郵便貯金」という。）（令七の四の二①(4)の2）

同左

(ウ) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）から業務の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金をいう。以下「旧積立郵便貯金等」という。）（令七の四の二②(2)の2、③(2)）

郵便貯金銀行が特別徴収し、当該旧積立郵便貯金等の現在高についての情報の管理に関する事務（利子の計算のためのものを除く。）を行う郵便貯金銀行の営業所等の所在する都道府県に納入する。

ウ 勤務先預金

(ア) 使用者が預金の受入れをする場合

利子の支払をする使用者が特別徴収し、利子の支払の事務を行う事業所等の所在する都道府県に納入する。

したがって、利子の支払の事務が本社一括で行われている場合は本社所在地、複数の事業所等で行われている場合は当該事業所等の所在地の都道府県に納入する。

なお、利子の支払の事務とは、通帳又は台帳等により預金の口座管理・利息計算を行う事務をいうものである。

(イ) 使用者が預金通帳の管理のみを行い、銀行その他の金融機関が預金の口座管理・利息計算を行う場合

銀行その他の金融機関に対する預貯金と同じ取扱いとする。

エ 国家公務員共済組合法第九十八条若しくは地方公務員等共済組合法第一百二十二条に規定する組合に対する組合員の貯金又は私立学校教職員共済法第二十六条に規定する事業団に対する加入者の貯金

利子の支払をする組合又は事業団が特別徴収し、利子の支払の事務を行う組合又は事業団の事務所等の所在する都道府県に納入する。

したがって、利子の支払の事務が組合又は事業団の複数の事務所等で行わ

(ウ) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）から業務の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金をいう。以下「旧積立郵便貯金等」という。）（令七の四の二②(2)の3、③(3)）

同左

ウ 勤務先預金

(ア) 同左

(イ) 同左

エ 国家公務員共済組合法第九十八条、 地方公務員等共済組合法第一百二十二条に規定する組合に対する組合員の貯金又は私立学校教職員共済法第二十六条に規定する事業団に対する加入者の貯金

同左

れている場合は、当該事務所等の所在地の都道府県に納入する。

オ 金融商品取引業者の支店に対する預託金で、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく有価証券の購入のためのものの利子

金融商品取引業者が特別徴収し、預託金の運用を行う営業所等、すなわち本社の所在する都道府県に納入する。

③ 合同運用信託

ア 振替口座簿に記載され、又は記録された所得税法第二条第一項第十二号に規定する貸付信託（令七の四の二②(2)の3、③(4)）

直近上位機関が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ ア以外の合同運用信託（令七の四の二①(5)）

(7) 無記名の貸付信託以外のもの

内国信託会社が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

(4) 無記名の貸付信託

内国信託会社が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。この場合において、支払の請求を受けた営業所等とは、クーポンの提示を受けた営業所等をいうが、特別徴収義務者の事務処理システム上これにより難しい場合は、貸付信託の受益証券を発行した営業所等として差し支えない。

④ 公社債投資信託

ア 振替口座簿に記載され、又は記録された公社債投資信託（令七の四の二②(3)イ、③(4)）

直近上位機関が特別徴収し、公社債投資信託に係る収益の分配の支払の請

オ 同左

③ 合同運用信託

ア 振替口座簿に記載され、又は記録された所得税法第二条第一項第十二号に規定する貸付信託（令七の四の二②(2)の4、③(5)）

直近上位機関が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

特別徴収義務者となる口座管理機関の自己口座分については、当該口座管理機関が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。

イ ア以外の貸付信託（令七の四の二①(5)）

(7) 同左

(4) 同左

④ 公社債投資信託

ア 振替口座簿に記載され、又は記録された公社債投資信託（令七の四の二②(3)イ、③(5)）

直近上位機関が特別徴収し、公社債投資信託に係る収益の分配の支払の請

求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ ア以外の公社債投資信託（令七の四の二①(6)、②(3)ロ、③(4)）

投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託会社、金融商品取引業者、金融商品取引法に規定する登録金融機関又は取次金融商品取引業者その他支払の取次を行う金融機関（銀行及び信託会社）が特別徴収し、公社債投資信託に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(2) 国外一般公社債等（法二十三①(14)ロ）

① 振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第三条の三第一項に

求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

特別徴収義務者となる口座管理機関の自己口座分については、当該口座管理機関が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。

イ ア以外の公社債投資信託（令七の四の二①(6)、②(3)ロ、③(5)）

投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託会社、金融商品取引業者、金融商品取引法に規定する登録金融機関又は取次金融商品取引業者その他支払の取次を行う金融機関（銀行、信託銀行）が特別徴収し、公社債投資信託に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

⑤ 公募公社債等運用投資信託

ア 振替口座簿に記載され、または記録された公募公社債等運用投資信託（令七の四の二②(4)イ、③(5)）

直近上位機関が特別徴収し、公募公社債等運用投資信託に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

特別徴収義務者となる口座管理機関の自己口座分については、当該口座管理機関が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。

イ ア以外の公募公社債等運用投資信託（令七の四の二①(7)、②(4)ロ、③(5)）

投資信託委託会社、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（以下「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」という。）、金融商品取引業者、金融商品取引法に規定する登録金融機関又は取次金融商品取引業者その他支払の取次を行う金融機関（銀行、内国信託会社）が特別徴収し、公募公社債等運用投資信託に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(2) 国外____公社債等（法二十三①(14)ロ）

① 振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第三条の三第一項に

規定する公社債又は受益権に係る国外一般公社債等（令七の四の二②(7)イ、③(4)）

直近上位機関が特別徴収し、国外一般公社債等の利子等の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

② ①以外の国外一般公社債等（令七の四の二②(7)ロ、③(4)）

ア 指定金融商品取引業者等（租税特別措置法施行令第二条の二第二項 _____に規定するものをいい、信託会社を含む。）が顧客から注文を受け国外において直接取得した国外一般公社債等の利子等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該指定金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ 指定金融商品取引業者以外の一般金融商品取引業者又は内国信託会社（以下「事務取扱金融商品取引業者等」という。）が指定金融商品取引業者に委託して取得した国外一般公社債等の利子等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該事務取扱金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

ウ 事務取扱金融商品取引業者等が指定金融商品取引業者に委託して取得した自己所有分の国外一般公社債等の利子等については、当該事務取扱金融商品取引業者等が支払の取扱いをする者として特別徴収を行う。

エ 指定金融商品取引業者等又はその他の金融機関等が国外から直接支払を受ける自己所有分の国外一般公社債等の利子等には課税しない。

(3) 財形貯蓄（法二十三①(14)イ又はハに含まれるいわゆる「一般財形」）

① 財形貯蓄（預貯金の預入に関する契約に基づくもの）

ア 銀行（郵便貯金銀行を除く。）その他の金融機関に対する預貯金
銀行その他の金融機関が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在す

規定する公社債又は受益権に係る国外____公社債等（令七の四の二②(7)イ、③(5)）

直近上位機関が特別徴収し、国外____公社債等の利子等の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

特別徴収義務者となる口座管理機関の自己口座分については、当該口座管理機関が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。

② ①以外の国外____公社債等（令七の四の二②(7)ロ、③(5)）

ア 指定金融商品取引業者等（租税特別措置法施行令第二条の二第二項第一号又は第二号に規定するものをいい、信託会社を含む。）が顧客から注文を受け国外において直接取得した国外公社債等____の利子等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該指定金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ 指定金融商品取引業者以外の一般金融商品取引業者又は内国信託会社（以下「事務取扱金融商品取引業者等」という。）が指定金融商品取引業者に委託して取得した国外公社債等____の利子等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該事務取扱金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

ウ 事務取扱金融商品取引業者等が指定金融商品取引業者に委託して取得した自己所有分の国外公社債等____の利子等については、当該事務取扱金融商品取引業者等が支払の取扱いをする者として特別徴収を行う。

エ 指定金融商品取引業者等又はその他の金融機関等が国外から直接支払を受ける自己所有分の国外公社債等____の利子等には課税しない。

(3) 財形貯蓄（法二十三①(14)イ又はハに含まれるいわゆる「一般財形」）

① 同左

る都道府県に納入する。

イ 郵便貯金銀行に対する預貯金

郵便貯金銀行が特別徴収し、最後の預入の取扱いを行った郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に納入する。これは、財形貯蓄の契約期間中に住所移転した場合、預入の取扱いを行う郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局が新たな預入の申込を受けた郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局と異なるので、利子の支払時点において最後の預入の取扱いを行った郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に納入することとするものである。

② 財形貯蓄（合同運用信託の信託に関する契約に基づくもの）

内国信託会社が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

③ 財形貯蓄（有価証券の購入に関する契約に基づくもの）

一般の有価証券と同じ。

④ 財形貯蓄（生命保険又は生命共済に係る契約に基づくもの）（令七の四の二①(7)）

ア 生命保険会社が特別徴収し、当該生命保険契約に関する事務を行う営業所等を地域的に統括する営業所等、すなわち、概ね都道府県に対応して設置されるいわゆる「支社」の所在する都道府県に納入する。

イ 農業協同組合等（農協、農協連合会、消費生協連合会）が特別徴収し、支払の事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

⑤ 財形貯蓄（損害保険に係る契約に基づくもの）（令七の四の二①(7)）

損害保険会社が特別徴収し、当該損害保険契約に関する事務を行う営業所等を地域的に統轄する営業所等、すなわち、概ね都道府県に対応して設置されるいわゆる「支店」の所在する都道府県に納入する。

⑥ 財形貯蓄（機構から業務の委託を受けて郵便保険会社が管理する旧簡易生命

② 同左

③ 同左

④ 財形貯蓄（生命保険又は生命共済に係る契約に基づくもの）（令七の四の二①(8)）

ア 同左

イ 同左

⑤ 財形貯蓄（損害保険に係る契約に基づくもの）（令七の四の二①(8)）

同左

⑥ 財形貯蓄（機構から業務の委託を受けて郵便保険会社が管理する旧簡易生命

保険契約に基づくもの）（令七の四の二②(4)）

郵便保険会社が特別徴収し、保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の事務を行う営業所等を当該営業所等の所在する地域において統轄する郵便保険会社の営業所等（当該保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金を顧客の振替口座に払い込む取扱いの場合又は金融機関にある顧客の預金又は貯金に振り込む取扱いの場合にあっては、当該支払の請求を受けた営業所等を当該営業所等の所在する地域において統轄する郵便保険会社の営業所等）の所在する都道府県に納入する。

- (4) 預金保険機構が行う保険金の支払又は預金等債権の買取り（法二十三①(14)イ、
へ）（令七の四の二①(8)、②(5)、③(4)）

預金保険機構又はその業務の一部の委託を受けた日本銀行若しくは預金保険法に規定する金融機関等が特別徴収し、保険金の支払又は預金等債権の買取り若しくは精算払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

- (5) 農水産業協同組合貯金保険機構が行う保険金の支払又は貯金等債権の買取り（
法二十三①(14)イ、へ）（令七の四の二①(9)、②(6)、③(4)）

農水産業協同組合貯金保険機構又はその業務の一部の委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関が特別徴収し、保険金の支払又は貯金等債権の買取り若しくは精算払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

- (6) 私募公社債等運用投資信託等（法二十三①(14)ハ）

① 振替口座簿に記載され、または記録された租税特別措置法第八条の二第一項に規定する受益権に係る私募公社債等運用投資信託等（令七の四の二②(8)イ、③(4)）

直近上位機関が特別徴収し、私募公社債等運用投資信託等に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

保険契約に基づくもの）（令七の四の二②(4)の2）

同左

- (4) 預金保険機構が行う保険金の支払又は預金等債権の買取り（法二十三①(14)イ、
へ）（令七の四の二①(10)、②(5)、③(5)）

同左

- (5) 農水産業協同組合貯金保険機構が行う保険金の支払又は貯金等債権の買取り（
法二十三①(14)イ、へ）（令七の四の二①(11)、②(6)、③(5)）

同左

- (6) 私募公社債等運用投資信託等（法二十三①(14)ハ）

① 振替口座簿に記載され、または記録された租税特別措置法第八条の二第一項に規定する受益権に係る私募公社債等運用投資信託等（令七の四の二②(8)イ、③(5)）

直近上位機関が特別徴収し、私募公社債等運用投資信託等に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

特別徴収義務者となる口座管理機関の自己口座分については、当該口座管理機関が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。

② ①以外の私募公社債等運用投資信託等（令七の四の二①(2)、②(8)ロ、③(4)）

投資信託委託会社、委託者非指図型投資信託の受託信託会社、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受託者である信託会社、金融商品取引業者、金融商品取引法に規定する登録金融機関又は取次金融商品取引業者その他の支払の取次を行う金融機関（銀行、内国信託会社）が特別徴収し、私募公社債等運用投資信託等に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(7) 国外私募公社債等運用投資信託等（法二十三①(14)ニ）

① 振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第八条の三第一項に規定する受益権に係る国外私募公社債等運用投資信託等（令七の四の二②(9)イ、③(4)）

直近上位機関が特別徴収し、国外私募公社債等運用投資信託等に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

② ①以外の国外私募公社債等運用投資信託等（令七の四の二②(9)ロ、③(1)）

ア 指定金融商品取引業者等（租税特別措置法施行令第二条の二第二項_____に規定するものをいい、内国信託会社を含む。）が顧客から注文を受け国外において直接取得した国外私募公社債等運用投資信託等の配当等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該指定金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ 指定金融商品取引業者以外の一般金融商品取引業者又は内国信託会社（以下「事務取扱金融商品取引業者等」という。）が指定金融商品取引業者に委託して取得した国外私募公社債等運用投資信託等の配当等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該事務取扱金融商品取引業者等が

② ①以外の私募公社債等運用投資信託等（令七の四の二①(3)、②(8)ロ、③(5)）

同左

(7) 国外私募公社債等運用投資信託等（法二十三①(14)ニ）

① 振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第八条の二第一項に規定する受益権に係る国外私募公社債等運用投資信託等（令七の四の二②(9)イ、③(5)）

直近上位機関が特別徴収し、国外私募公社債等運用投資信託等に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

特別徴収義務者となる口座管理機関の自己口座分については、当該口座管理機関が利子等の支払の取扱いをする者として特別徴収義務者となる。

② ①以外の国外私募公社債等運用投資信託等（令七の四の二②(9)ロ、③(2)）

ア 指定金融商品取引業者等（租税特別措置法施行令第二条の二第二項第一号又は第二号に規定するものをいい、内国信託会社を含む。）が顧客から注文を受け国外において直接取得した国外私募公社債等運用投資信託等の配当等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該指定金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ 同左

特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(8) 懸賞金付預貯金等（法二十三①(14)ホ）（令七の四の二①(11)）

(9) 金融類似商品（法二十三①(14)へ）

① 定期積金（所得税法百七十四(3)）（令七の四の二①(12)）

信用金庫等の金融機関が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

② 掛金（所得税法百七十四(4)）（令七の四の二①(12)）

銀行が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

③ 抵当証券（所得税法百七十四(5)）（令七の四の二①(12)）

抵当金融商品取引業者が特別徴収し、利息の支払の事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

④ 金貯蓄（投資）口座（所得税法百七十四(6)）（令七の四の二①(12)）

銀行、金融商品取引業者が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。なお、口座（勘定）が本店に集中している場合があるがこの場合は、本店の所在する都道府県に納入することとなる。

⑤ 外貨建預金（所得税法百七十四(7)）（令七の四の二①(12)）

銀行等が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

ウ 事務取扱金融商品取引業者等が指定金融商品取引業者に委託して取得した自己所有分の国外私募公社債等運用投資信託等の配当等については、当該事務取扱金融商品取引業者等が支払の取扱いをする者として特別徴収を行う。

(8) 特定投資法人の投資口の配当等（法二十三①(14)ホ）（令七の四の二②(10)）

投資信託及び投資法人に関する法律に規定する一般事務受託者が特別徴収し、特定投資法人の投資口の配当等の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(9) 懸賞金付預貯金等（法二十三①(14)へ）（令七の四の二①(13)）

(10) 金融類似商品（法二十三①(14)ト）

① 定期積金（所得税法百七十四(3)）（令七の四の二①(14)）

同左

② 掛金（所得税法百七十四(4)）（令七の四の二①(14)）

同左

③ 抵当証券（所得税法百七十四(5)）（令七の四の二①(14)）

同左

④ 金貯蓄（投資）口座（所得税法百七十四(6)）（令七の四の二①(14)）

同左

⑤ 外貨建預金（所得税法百七十四(7)）（令七の四の二①(14)）

同左

⑥ 一時払保険（所得税法百七十四(8)）

ア 一時払生命保険（令七の四の二①(13)）

生命保険会社が特別徴収し、保険金又は解約返戻金の支払の請求を受けた営業所等を地域的に統轄する営業所等、すなわち、概ね都道府県に対応して設置されるいわゆる「支社」の所在する都道府県に納入する。

イ 機構から業務の委託を受けて郵便保険会社が管理する旧簡易生命保険（令七の四の二②(10)）

郵便保険会社が特別徴収し、保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の事務を行う営業所等を当該営業所等の所在する地域において統轄する郵便保険会社の営業所等（当該保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金を顧客の振替口座に払い込む取扱いの場合又は金融機関にある顧客の預金又は貯金に振り込む取扱いの場合にあつては、当該支払の請求を受けた営業所等を当該営業所等の所在する地域において統轄する郵便保険会社の営業所等）の所在する都道府県に納入する。

ウ 一時払損害保険（令七の四の二①(14)）

損害保険会社が特別徴収し、当該損害保険契約に関する事務を行う営業所等を地域的に統轄する営業所等、すなわち、概ね都道府県に対応して設置されるいわゆる「支店」の所在する都道府県に納入する。

エ 一時払共済（生命）（令七の四の二①(13)）

農業協同組合等が特別徴収し、共済金の支払の事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

オ 一時払共済（損害）（令七の四の二①(14)）

農業協同組合等が特別徴収し、共済金の支払の事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

(10) 特定寄附信託（特定寄附信託の要件を満たさないこととなる事実が生じたことにより、特定寄附信託の受託者が支払ったものとみなされたもの）（法附八の三

⑥ 一時払保険（所得税法百七十四(8)）

ア 一時払生命保険（令七の四の二①(15)）

同左

イ 同左

ウ 一時払損害保険（令七の四の二①(17)）

同左

エ 一時払共済（生命）（令七の四の二①(15)）

同左

オ 一時払共済（損害）（令七の四の二①(17)）

同左

(11) 同左

の二) (令附六)

特定寄附信託の受託者である信託会社が特別徴収し、当該特定寄附信託に関する事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

(財形貯蓄に関する経過措置)

一二 次の財形貯蓄に係る利子等については、法二十三①(14)イ又はハに規定する財形住宅・年金貯蓄に係る利子等とみなして非課税とする(地方税法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十四号)附則四⑬)。

(1) 旧財形年金貯蓄

(2) 財形貯蓄引継契約に基づいて旧一般財形貯蓄から財形住宅・年金貯蓄に切り替えられたもので、昭和六十三年四月一日からその日以後最初に利払を受ける日か、昭和六十三年九月三十日か、最初にこの変更後の契約に基づいて預入等をする日のいずれか最も早い日までに、非課税申告書を住所地の所轄税務署長に、また、非課税申込書を取扱金融機関の営業所に、それぞれ提出したもの

(3) 旧一般財形貯蓄から財形住宅・年金貯蓄に切り替えられたもの(昭和六十三年九月三十日までに切り替えられたものに限る。)で、上記(2)の規定の適用を受けられないもの、すなわち、昭和六十三年四月一日以後に旧財形貯蓄に係る利子等の支払がされた後に財形住宅・年金貯蓄に切り替えられたもの。この場合、昭和六十三年四月一日から当該切り替えのための契約が締結された日(すなわち、財形住宅・年金貯蓄契約を締結したとみなされる日)の前日までの期間に対応する部分に対しては、五%の税率で利子割を課する。

(財形貯蓄に関する経過措置)

一三 同左

(利子割並びに道府県民税法人税割及び均等割との調整)

一四(1) 利子割を課された法人(②において「対象法人」という。)については、法人の道府県民税の申告の際に、道府県民税法人税割において利子割額の控除を行い、利子割額の控除不足額(法第五十三条第三十九項に規定する「利子割額の控

除不足額」をいう。以下同じ。)については、均等割充当の申出(同項に規定する「均等割充当の申出」をいう。以下同じ。)の記載があるときは、道府県民税均等割に充当する。

(2) 対象法人の法第五十三条第二十八項の申告書に利子割額の控除不足額の記載があり、かつ、均等割充当の申出の記載がない場合にあつては当該利子割額の控除不足額を、同条第三十九項の規定による充当をしてもなお充当することができなかつた利子割額の控除不足額がある場合にあつては、当該充当することができなかつた利子割額の控除不足額を還付し、又は未納の地方団体の徴収金に充当する(法五十三^{②⑥}、^{③⑨}、^{④⑩})。

(3) (1)及び(2)に関して、二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人については、その主たる事務所又は事業所の所在する都道府県において控除又は還付若しくは充当を行うものである。

(利子割額の控除)

一五(1) 利子割額の控除は、次の①から③までに掲げる申告の際に都道府県知事にそれぞれ申告納付すべき法人税割額(修正申告に係る法人税割額を含む。)から、これらの法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額(法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。以下同じ。)の課税標準の算定期間において課された利子割額を控除する方法により行う。

① 中間申告(法人税法第七十二条第一項の適用がある場合、即ち仮決算に基づく中間申告に限る。)

② 確定申告(法人税法第七十四条第一項)

③ 連結確定申告(法人税法第八十一条の二十二第一項)

(2) 法人税法第八十九条の規定による法人税額の申告書を提出する義務がある法人の場合、利子割額の当該退職年金等積立金に係る法人税割額からの控除については、同法第七十四条第一項の申告に係る法人税割額と合算した上で行う。

(3) 控除の対象となる利子割は、所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債の利子又は同項第十二号の二に規定する投資信託（以下「投資信託」という。）の収益の分配（以下「公社債利子等」という。）については、その元本の所有期間に対応する部分の利子割額（以下「控除対象利子割額」という。）であり、それ以外の利子割についてはその全額である（令九の八①）。

なお、控除の対象となる利子割額については、法人税の取扱いに準ずるものである。

(4) 控除対象利子割額の計算方法は、次のとおりである。

① 個別法による場合（令九の八②）

〔算式〕

公社債利子 その法人がその元本を所有していた期間の月数
等に対する × —————
利子割額 その公社債利子等の計算期間の月数

(注)ア) 公社債利子等に対する利子割額には、「その法人が元本を所有していなかつた期間についてのみ課される利子割額」（租税特別措置法第8条第1項の規定の適用を受ける公社債のうち、当該公社債がその利子の計算期間の中途において取得され、その取得の日において登録又は供託がされたものを所有する金融機関等が支払を受ける当該公社債の利子に対して課された利子割額をいう。）を含まない（法25の2③、令9の8②、③）。なお、租税特別措置法第8条第1項の規定の適用を受ける公社債のうち、当該公社債がその利子の計算期間の中途において取得され、その取得の日後に登録又は供託がされているものに係る控除対象利子割額の計算方法は、法人税において控除対象となる所得税額の計算の例によるものであるので留意すること。

(イ) 算式中の月数は暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。ただし、投資信託若しくは特定目的信託の終了又は

投資信託若しくは特定目的信託の一部の解約による収益の分配により委託者又は投資信託若しくは特定目的信託の契約若しくは当該契約に係る約款に基づき委託者若しくは受託者が指定する金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う法人若しくは同法第33条第2項各号に掲げる有価証券若しくは取引につき当該各号に定める行為を行う同項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が15日以下であるときは、これを切り捨てる（令9の8⑥）。

(ウ) 算式の分数の割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り上げる（②において同じ。）。

② 銘柄別簡便法による場合（令九の八③）

法人は、控除対象利子割額を①の方法により計算することに代えて、次の方法により計算することができる。この場合の計算は、その利子割順に係る公社債利子等の元本を公債及び社債、特定投資法人の投資口の配当等又は投資信託等の受託権の三種類に区分し、更に、その元本を当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものと一年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに行う。

[算式]

$$\begin{array}{r} \text{公社債利子等に対する利子割額} \times \\ \text{その公社債利子等の計算} \qquad \qquad \qquad 1 \qquad 1 \\ \text{期間の開始時に所有して} + \frac{((A) - (B))}{\text{いた元本の数}(B)} \times \frac{1}{12} \text{又は} \frac{1}{12} \end{array}$$

その公社債利子等の計算期間の終了時に所有していたその元本の数(A)

(注)⑦ 公社債利子等に対する利子割額は、①の(注)(ア)に同じ。

- (イ) 算式中の元本の数、公債及び社債については、額面金額による。
- (ウ) (B) > (A) の場合には、分数の割合は1とする。
- (エ) 分子の1/12は、公社債利子等の計算の基礎となつた期間が1年を超えるものについて適用する。
- (5) 法人が(4)によって控除対象利子割額を計算する場合において、当該利子割額に係る元本が次に掲げる事由によつて取得された場合、それぞれに定める法人（(6)において「被合併法人等」という。）が当該元本を所有していた期間についても、当該利子割額を計算すべき法人が所有していた期間とみなされるものである（令九の八④）。
- ① 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下①において同じ。） 当該適格合併に係る被合併法人（同条第十一号に規定する被合併法人をいう。）
- ② 適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。以下②において同じ。） 当該適格分割に係る分割法人（同条第十二号の二に規定する分割法人をいう。）
- ③ 適格現物出資（法人税法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下③において同じ。） 当該適格現物出資に係る現物出資法人（同条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。）
- ④ 適格現物分配（法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。以下④において同じ。） 当該適格現物分配に係る現物分配法人（同条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。）
- ⑤ 特別の法律に基づく承継 当該承継に係る被承継法人
- (6) (5)の場合においては、(4)②の算式中「その公社債利子等の計算期間の開始時に所有していた元本の数 (B) 」とあるのは、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれに定める数とする。
- ① (5)①から⑤までに掲げる事由により被合併法人等から公社債利子等の元本の

移転を受けた法人（以下①において「譲受法人」という。）

(4)②の算式中の「その公社債利子等の計算期間の開始時に所有していた元本の数（B）」

(5)①から⑤までに掲げる事由に

被合併法人等が当該計 より譲受法人に移転をした元本の数

十算期間の開始時に所有×

していた元本の数 当該被合併法人等が(5)①から⑤までに掲げる

事由の直前に所有していた元本の数

② (5)②から⑤までに掲げる事由により当該事由に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）、被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）、被現物分配法人（同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。）又は承継法人（以下②において「分割承継法人等」という。）に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした法人（以下②において「移転法人」という。）(4)②の算式中の「その公社債利子等の計算期間の開始時に所有していた元本の数（B）」

(5)②から⑤までに掲げる事由により分割

移転法人が当該計算期 承継法人等に移転をした元本の数

一間の開始時に所有して×

いた元本の数 当該移転法人等が(5)②から⑤までに掲げる

事由の直前に所有していた元本の数

(7) 令第九条の九第三項に規定する計算方法（いわゆる銘柄別簡便法）を用いて控除の対象となる利子割額の計算をする場合の規則第六号様式別表四の四における都道府県別内訳は、銘柄ごとの控除対象利子割額を、銘柄ごとの公社債利子等に対する利子割額の総額に対する各都道府県における銘柄ごとの公社債利子等に対する利子割額の割合により各都道府県にあん分した額とする（規則第六号様式別表四の四記載要領）。その計算の具体例は、以下のとおりである。

〔設例〕

期中における公社債利子等に対する利子割額の内容は、次のとおりである。

元本の種類	公社債利子等の 計算期間	公社債利子等に対する 利子割額
A証券投資信託	64. 1. 1～64. 12. 31	60,000円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{甲県}50,000\text{円} \\ \text{乙県}10,000\text{円} \end{array} \right.$

利子割額に係る利子等の元本の状況は、次のとおりである。

元本の種類	区分	計算期間 の期首	期中取得	期中売却	計算期間 の期末
		□	□	□	□
A証券投資 信託	甲県	1,000	(64. 5. 10) 4,000		5,000
	乙県	3,000		(64. 3. 20) 2,000	1,000
	計	4,000	4,000	2,000	6,000

① 銘柄別簡便法による計算

[0. 834]

$$4,000 + (6,000 - 4,000) \times 1 / 2$$

$$60,000\text{円} \times \frac{\quad}{\quad} = 50,040\text{円}$$

(公社債利子 等に対する 利子割額)	6,000	(控除対象 利子割額)
--------------------------	-------	----------------

② 上記(7)による都道府県別内訳の計算

50,000円

50,040円 × = 41,700円 — 甲県

60,000円

10,000円

50,040円 × = 8,340円 — 乙県

60,000円

(8) 法人税法第二条第六号の公益法人等及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが支払を受ける利子等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものに係る利子割額（公益法人等の場合、具体的には、公社債及び投資信託の元本等を所有していなかつた期間に係る利子割額をいう。）については、当該利子等について法人税割は課されることはないので、法第五十三條第二十六項の控除の規定の適用はない（法五十三⑳）。

(9) 法第五十三條第二十六項の控除の規定は、法人の道府県民税の申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に法第五十三條第二十六項の規定により控除されるべき額及びその計算に関する明細並びに当該控除されるべき額に相当する利子割額の都道府県別の明細を記載した規則で定める書類が添付されている場合に限り適用される。この場合において、法人税割額から控除することが出来る利子割額は、同項の法人税割額に係る道府県民税の申告書に同項の規定により控除されるべき額として記載された金額を限度とする（法五十三㉑）。

（利子割額の還付又は充当）

一六(1) 利子割額控除等不足額（法第五十三條第三十九項に規定する利子割額の控除不足額（同項の規定による充当をした場合にあつては、当該充当をしてもなお充当することができなかつた金額に相当する部分に限る。）をいう。以下同じ。）がある場合には、次の①から②に掲げる申告の際都道府県知事に提出すべき法人

の道府県民税の申告書（これらの申告書に係る修正申告書を含む。）に、利子割額控除等不足額の記載があるときには、当該法人に対しその利子割額控除等不足額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当する（法五十三⑩）。

① 確定申告（法人税法第七十四条第一項）

② 連結確定申告（法人税法第八十一条の二十二第一項）

(2) 利子割額控除等不足額の還付を受けようとする法人は、当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出と同時に、必要事項を記載した還付請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の都道府県知事（二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事）に提出しなければならない（令九の九の二①）。この場合、令第九条の九の二第一項に規定する請求書は、規則第六号様式の「還付請求額」の欄を使用することによつて当該請求書に代えることができる（規則第六号様式記載要領）。

(3) 利子割額控除等不足額を充当する場合、その対象及び順序については令九条の九の三の規定による。

(4) 利子割額控除等不足額を還付する場合において、都道府県知事は、当該利子割額控除等不足額に還付加算金を付さなければならないが、利子割額控除等不足額に係る事業年度分の未納の道府県民税に充当する場合には、還付加算金は付されない（令九の九の四）。

(5) 利子割額控除等不足額を当該利子割額控除等不足額に係る事業年度分の未納の道府県民税額に充当する場合には、令第九条の九の五の規定により延滞金を免除する。

（帳簿の保存）

一七 法第五十三条第二十六項の規定による控除、同条第三十九項の規定による充当

又は同条第四十項の規定による還付を受ける法人は、その支払を受ける利子等につき課された利子割順に係る利息計算書その他の書類又は帳簿を整理し、七年間、これを保存しなければならない（法五十三④、規則三の三）。

（都道府県間の精算）

一八(1) 利子割額の控除又は還付若しくは充当は、法人の本店所在地の都道府県で一括して行われるため（法五十三⑥）、他の都道府県において当該控除又は還付若しくは充当に係る利子割を徴収している場合には、控除又は還付若しくは充当を行つた都道府県が当該他の都道府県が課した利子割額に相当する金額を請求することにより精算するものである（法六十五の二①）。この場合において、各都道府県が実際に支払う金額は、他の都道府県に対して請求する額と当該他の都道府県から請求を受ける額とを相殺した後の金額であり、都道府県間の精算を行う時期は、七月、十一月及び二月とされている（規則三の六①）。

(2) 他の都道府県に請求する金額の算定にあつては、次の点に留意する。

① 都道府県の精算の対象となる規則第三条の六第一項に規定する「控除し、充当し、又は還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額」には、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に係るものは含まれないこと。

② 規則第三条の六第一項に規定する「控除した利子割額に相当する金額」とは、当該算定期間中に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項の規定により控除した額であり、利子割控除後の法人税割額が未納又は一部納付の場合でも当該控除した額の全額を「控除した利子割額に相当する金額」に含めること。

③ 規則第三条の六第一項に規定する「還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額」とは、当該算定期間中に提出のあつた法人の道府県民税の申告書

に基づき法第五十三条第四十項の規定により還付し又は充当することとされた金額であり、当該算定期間中に実際に還付又は充当されたか否かを問わないものであること。

④ 都道府県の精算の対象となる規則第三条の六第一項に規定する「控除し、充当し、又は還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額」は、具体的には申告書上の「利子割額（控除されるべき額）」（法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合、又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、当該控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した額を含む。）を集計した額であること。

③ 各支払時期に支払うことが出来なかつた金額があるとき、又はこれらの時期において支払うべき金額を超えて支払つた金額がある場合においては、当該金額は次の支払時期に支払うべき金額に加算し、又はこれから減額するものである（規則三の六②）。

また、他の都道府県に請求した金額の算定に錯誤があつたときは、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する支払時期において精算するものである（規則三の六③）。

（利子割の市町村に対する交付）

一三(1) 都道府県は、当該都道府県に納入された利子割に相当する額 _____

_____に百分の九十九を乗じて

得た額の五分の三に相当する額を当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）に

（利子割の市町村に対する交付）

一九(1) 都道府県は、当該都道府県に納入された利子割に相当する額から、法第五

十三条第二十六項の規定により控除し、同条第三十九項の規定により充当し、又は

同条第四十項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した

額に、法第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の都道府県から支払

を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の都道府

県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に百分の九十九を乗じて

得た額の五分の三に相当する額を当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）に

対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額に按分して交付するものである（法七十一の二十六、令九の十四、九の十五）。

(2) 交付の基準は、「各市町村に係る個人の道府県民税の額」の当該都道府県計に対する割合の当該年度前三年度内の各年度に係るものの平均値によるものであり、「各市町村に係る個人の道府県民税の額」とは、各市町村から当該都道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額（当該都道府県の決算ベース）である。

(3) 交付額の総額は、前年度三月から二月までの間に収入した利子割額に百分の五十九・四を乗じて得た額である。

(4) 利子割交付金の交付額の算定にあつては、令第九条の十五第一項に規定する「利子割の収入額」は、当該算定期間中に実際に収入された金額とし、納入申告書に記載された金額と納入額が異なるときも実際の納入額とすることに留意する

対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額に按分して交付するものである（法七十一の二十六、令九の十四、九の十五）。

(2) 同左

(3) 交付額の総額の算定方法は、次のとおりである。

$$\frac{(A - B \pm C) \text{の額} \times 59.4}{100}$$

A：前年度三月から二月までの間に収入した利子割額

B：前年度一月から十二月までの間に申告等がなされた道府県民税法人税割に係る利子割額の控除、還付及び充当額の合計額

C：Bのうち他の都道府県が徴収した利子割額に係るものについて、前年度三月から二月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払をし又は支払を受けた金額の過不足額

(4) 利子割交付金の交付額の算定にあつては、次の点に留意する。

① 令第九条の十五第一項に規定する「利子割の収入額」は、当該算定期間中に実際に収入された金額とし、納入申告書に記載された金額と納入額が異なるときも実際の納入額とすること。

② 令第九条の十五第一項に規定する「控除した金額に相当する額」とは、当該算定期間中に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項の規定により控除した額であり、仮決算による中間申告書に係るものは除外されるとともに、利子割控除後の法人税割が未納又は一部納付の場合でも当該控除した額の全額を「控除した金額に相当する額」に含めるものとすること。

③ 令第九条の十五第一項に規定する「充当し、還付し、若しくは充当した金額に相当する額」は、当該算定期間中に提出のあつた法人の道府県民税の申告書

(5) 各交付時期において交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、当該金額は次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものである（令九の十五②）。

また、各市町村に交付した額の算定に錯誤があったときは、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において精算するものである（令九の十五③）。

（以下、別添 略）

に基づき法第五十三条第三十九項の規定により充当し、同条第四十項の規定により還付し又は充当した金額であり、当該算定期間中に実際に同条第三十九項の規定により充当し、同条第四十項の規定により還付又は充当されなかつたものがある場合においても同条第三十九項の規定により充当し、同条第四十項の規定により還付し又は充当すべき金額を「充当し、還付し、若しくは充当した金額に相当する額」に含めるものとする。

④ 令第九条の十五第一項に規定する「他の道府県から支払を受けた金額」及び「他の道府県に支払をした金額」とは、法第六十五条の二第一項の規定により当該算定期間中に他の都道府県から支払を受けた金額又は他の都道府県に支払をした金額をいうが、（財）地方自治情報センターにより作成された「利子割精算金の都道府県別明細書」の「請求をする金額」又は「請求を受ける金額」の欄に記載された金額と実際に他の都道府県から支払を受けた金額、又は他の都道府県に支払をした金額が異なるときもこれらの欄に記載された金額とすること。

(5) 各交付時期において交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、当該金額は次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものである（令九の十五②）。

なお、各交付時期に交付すべき額を算定した場合において、当該交付すべき額が負数となるときは、当該交付時期においては交付を行わず、当該負数となつた額を次の交付時期に交付すべき額から減額するものである（規則三の九）。

また、各市町村に交付した額の算定に錯誤があったときは、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において精算するものである（令九の十五③）。

（以下、別添 略）